越谷市空家等対策協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年 法律第127号。以下「法」という。)第7条第3項の規定に基づき、 越谷市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)の会議の運営に関 し必要な事項を定める。

(会長及び副会長)

- 第2条 協議会に、会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けた ときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第3条 協議会の会議は、会長が議長となる。
- 2 協議会の会議は、会長が招集する。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長 の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第4条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第5条 協議会は、特定の事項を調査審議するため必要があると認めると きは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、会長が指名する委員をもって充て る。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会における審議の状況及び結果を協議会に報告するものとする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長 が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部会の会議については、前条の規定を準用する。 (代理出席)
- 第6条 市長は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、当 該職を代理する者を代理者として当該会議に出席させることができる。
- 2 市長は、前項の規定により、代理者が会議に出席する場合は、あらか じめ会長にその旨を報告しなければならない。

(会議録の作成)

- 第7条 協議会は、会議の概要等を記載した会議録を作成するものとする。
- 2 会議録には会長が指名した2名の委員が署名することとする。

(会議の公開)

- 第8条 協議会の会議は、原則公開とする。ただし、協議会の決議により 非公開とすることができる。
- 2 会長は、傍聴人の数を制限することができる。

(会議開催の周知)

- 第9条 協議会の会議の開催は、原則として開催日の7日前までに、次に 掲げる事項を建築住宅課及び庁舎内の掲示板に掲示するとともに、市ホ ームページに掲載することにより周知するものとする。ただし、緊急に 開催する必要が生じたときは、この限りでない。
 - (1) 会議名
 - (2) 開催日時

- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴を認める者の定員
- (6) 傍聴の申込方法
- (7) 問合せ先
- (8) その他

(傍聴の許可)

- 第10条 協議会の会議の傍聴を希望する者は、開催時刻の30分前から 15分前までの間に、傍聴受付簿に住所及び氏名を記入し、受付を済ま せるものとする。
- 2 傍聴人の受付は、先着順で行い、10人になり次第受付を終了するものとする。

(傍聴人できない者)

- 第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
 - (1) 酒気を帯びていると認められる者
 - (2) 会議の妨害となると認められる器物を携帯している者
 - (3) 前2号のほか、会長が傍聴を不適当と認める者 (傍聴人の禁止行為)
- 第12条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) みだりに傍聴席を離れること。
 - (2) 会議場において発言をすること。
 - (3) 議事に対して批判を加え、又は賛否を表明すること。
 - (4) 私語、談話又は拍手等をすること。
 - (4) 飲食又は喫煙をすること。
 - (5) 許可なく録音機、写真機、撮影機その他これらに類するものを持ち込み、使用すること。
 - (6) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をすること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動をすること。

(傍聴人の退場)

第13条 傍聴人は、会長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(公印)

第14条 会長及び会長職務代理者の公印の名称、書体、寸法、用途及びひな形は、次のとおりとする。

名称	書体	寸 法 m / m	印材	個数	用途	管守者
越谷市 空家等 対策協議 会長之印	古印体	方 2 1	木印	1	越谷市空 協会 大学 表表 を ままる で ままま で ままま こっかん こうかん こうかん こうかん こうかん こうかん こうかん こうかん こう	建築住宅課長

7)	\$ 3	形
会長之印	対策協議	空家等	越谷市

名称	書体	寸 m/m	印 材	個 数	用途	管 守 者
越谷市 空家等 対策協議 会長職務 代理者之印	古印体	方 2 1	木印	1	越等会理っ一部の一般を発表をする。	建築住宅課長

	ひ	な形	
代理者之印	会長職務	等対策協議	越谷市空家

- 2 前項に定めるもののほか、公印の保管、使用その他公印に関し必要な事項 については、越谷市公印規定(昭和47年訓令第1号)による。この (その他)
- 第15条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項 は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成30年7月3日から実施する。